

## 給排水オンライン申請システム導入に伴う申請の変更点

### ○申請

- ・工事申込書の提出から工事検査届の提出まで、一連の申請となります。  
※取出工事のみの場合でも工事検査届の提出が必要となります。ただし、お客様との調整等により対応が困難な場合は事前にご相談ください。
- ・集合住宅や同一敷地内に複数の引込をする（開発等）場合は、個別ではなく一つにまとめた申請も可とします。  
※まとめて申請する場合は、集合住宅情報一覧表又は開発工事情報一覧表を添付してください。
- ・工事検査届について、改造申請に伴いメーター変更が必要な場合は、メーターの取付けが済んだ状態で受付けます。  
※分担金納付確認後に改造後のメーターを出庫します。
- ・工事検査届について、紙様式で工事申込申請されている申請については、紙様式で工事検査届を提出してください。

### ○手数料の納付

- ・オンライン申請の場合は、オンライン決済のみとなります。
- ・紙様式で申請の場合は従来どおり窓口にて納付となります。  
※納付確認後に、審査開始となります。

### ○分担金の納付

- ・分担金納付書の交付は原則として毎週水曜日となります。  
※水曜日が祝日の場合は翌営業日となります。
- ・分担金の支払いに関わらず、申請の承認・道路占用の許可が下り次第掘削工事を行えることとします。ただし、指定された納期限までには必ずお支払いください。  
※メーターの出庫については、分担金の納付、水栓番号の附番、工事写真の確認ができ次第出庫可能となります。